

火災で被災された方へ (各種手続き等の参考資料)

この冊子は、火災で被災された場合の証明書の交付や減免手続き等について、概略をまとめたものです。記載事項については、すべての手続き等を網羅しているものではありません。

また、記載内容についても、制度等の改正に伴い、内容が変更される場合もありますので、事前に申請窓口等へ問い合わせさせていただくようお願いします。

令和5年10月作成

東大阪市消防局 警防部予防広報課 広報調査担当

東大阪市稲葉一丁目1番9号

TEL 072-966-9663

目 次

東大阪市で行う手続き

ページ

各種証明書の交付・再発行

1	り災証明書の交付	1
2	住民票の発行	1
3	印鑑登録の変更	1
4	マイナンバーカードの再交付	2
5	医療証（子ども・重度障害者・ひとり親家庭）の再交付	2
6	基礎年金番号通知書の再交付	3
7	健康保険証の再交付	3
8	外国籍の特別永住者カードの再発行	3
9	母子健康手帳の再発行	4

給付・優遇

1	小中学校の就学援助	5
2	日本赤十字社による火災発生時の見舞い金品	5
3	市営住宅等の公営住宅への入居	5
4	緊急小口生活資金の貸付	6
5	社会福祉協議会による生活福祉資金貸付	6
6	火災共済の見舞金請求（加入者のみ）	6

減免

1	国民健康保険料の減免	7
2	介護保険料の減免	7
3	後期高齢者医療保険料の減免	7
4	保育所・認定こども園・小規模保育施設の保育料の減免	8
5	個人市民税の減免	8
6	法人市民税及び事業所税の申告	8
7	固定資産税の減免	8

8	被災した住宅の敷地に対する固定資産税のみなし住宅用地の特例	9
9	火災ごみの処理費用の減免	9

その他

1	廃車の手続き	1 0
2	外国語による各種相談	1 0

大阪府で行う手続き

1	府税の申告・納付等の期限延長	1 1
2	個人事業税の減免	1 1
3	不動産取得税の減免	1 1
4	自動車税の還付・減免	1 1
5	自動車取得税の減免	1 1
6	軽油引取税の納入義務免除	1 1
7	個人府民税の減免	1 1
8	納税の猶予	1 1
9	運転免許証の再発行	1 1

国で行う手続き

1	災害減免法による所得税の軽減免除	1 2
2	雑損控除	1 2

その他の機関で行う手続き（公共サービス）

1	電話	1 2
2	電気	1 2
3	ガス	1 2
4	水道	1 2

東大阪市で行う手続き

● 各種証明書の交付・再交付

1 り災証明書の交付

消防局警防部予防広報課に火災損害申告書を提出された方は、同課でり災証明書の交付申請をすれば交付できます。不明な点があれば予防広報課広報調査担当までお問い合わせください。

【発行窓口・問合わせ】 警防部予防広報課 広報調査担当 東大阪市稲葉1丁目1番9号

TEL 072-966-9663

【必要書類】 本人確認書類、り災証明書交付申請書

申請を委任する場合は、委任状

※ 「り災証明書」は、以下に記載する各種申請や火災保険の申請等で必要となる場合があります。

2 住民票の発行

【発行窓口】 市役所2階市民課、各行政サービスセンター

【問合わせ】 市民生活部 市民室 市民課 TEL 06-4309-3132

※ 本人確認書類がない等、お困りの場合は、まず市民課までお問い合わせください。

3 印鑑登録の変更

実印または印鑑登録証を紛失、焼失された方は下記の窓口で再登録してください。なお、手続きについては市民課にお問い合わせください。

【取扱窓口】 市役所2階市民課、各行政サービスセンター

【問合わせ】 市民生活部 市民室 市民課 TEL 06-4309-3132

【参考】 東大阪市役所 東大阪市荒本北1丁目1番1号
日下行政サービスセンター 東大阪市日下町3丁目1番7号 TEL 072-986-9282
四条行政サービスセンター 東大阪市南四条町1番7号 TEL 072-988-3111

中鴻池行政サービスセンター	東大阪市中鴻池町2丁目3番13号	TEL 06-6747-1590
若江岩田駅前行政サービスセンター	東大阪市岩田町4丁目3番22号	TEL 072-967-6530
楠根行政サービスセンター	東大阪市楠根1丁目12番12号	TEL 06-6745-9144
布施駅前行政サービスセンター	東大阪市長堂1丁目8番37号	TEL 06-6784-2000
近江堂行政サービスセンター	東大阪市近江堂3丁目12番15号	TEL 06-6730-5718

4 マイナンバーカードの再交付

再交付をする前に持っていたマイナンバーカードの廃止手続きが必要になります。

【発行窓口】市役所別館1階市民室

【問合わせ】市民生活部 市民室 TEL 06-4309-3163

【必要書類】り災証明書（原本）、本人確認書類が必要になりますが、まずは市民室までお問い合わせください。

※ マイナンバーカードの通知カードを紛失、焼失された方は、再発行することができません。詳細については市民室までお問い合わせください。

5 医療証（子ども・重度障害者・ひとり親家庭）の再交付

下記の医療証をお持ちの方で、当該医療証を紛失、焼失された方は、再交付の申請を行ってください。下記の必要書類は再交付の際の手続きに限ります。

【発行窓口】市役所3階市民生活部 医療助成課、各行政サービスセンター

- (1) 子ども医療証
- (2) 重度障害者医療証
- (3) ひとり親家庭医療証

【必要書類】各種医療証再交付申請書、本人確認書類

【問合わせ】市役所3階市民生活部 医療助成課 TEL 06-4309-3166

6 基礎年金番号通知書の再交付

年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失、焼失された方は、基礎年金番号通知書の再発行の手続きを行ってください。

【発行窓口】市役所 3 階市民生活部 国民年金課 TEL 06-4309-3165

東大阪年金事務所 TEL 06-6722-6001

各行政サービスセンター

国民年金加入者は、上記連絡先にお問い合わせください。

厚生年金加入者は、勤務先にお問い合わせください。

【必要書類】本人確認書類

7 健康保険証の再交付

国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を紛失、焼失された方は、再交付の手続きを行ってください。

【申請窓口】市役所 2 階市民生活部 医療保険室 資格給付課 TEL 06-4309-3167

各行政サービスセンター

国民健康保険加入者及び後期高齢者医療被保険者証は、上記連絡先にお問い合わせください。

社会保険等の加入者は、勤務先にお問い合わせください。

【必要書類】本人確認書類

8 外国籍の特別永住者カードの再発行

外国籍の特別永住者カードを紛失、焼失された方は、再交付の手続きを行ってください。

【発行窓口】市役所 2 階市民生活部 市民生活室 市民課

各行政サービスセンター

【問い合わせ】市役所 2 階市民生活部 市民生活室 市民課 TEL 06-4309-3164

【必要書類】り災証明書（原本）、写真（縦 40mm、横 30mm）、パスポート（有効期限内）

【受付期間】被災した日から 14 日以内

※ 中長期在留されている方が持っている永住者在留カードについては、大阪出入国在留管理局（06-4703-2100）に問合せください。

9 母子健康手帳の再発行

母子健康手帳を紛失、焼失された方は、再発行の手続きを行ってください。

【発行窓口】	各保健センター	東保健センター	TEL 072-982-2603
		中保健センター	TEL 072-965-6411
		西保健センター	TEL 06-6788-0085

【必要書類】 本人確認書類

● 給付・優遇

1 小中学校の就学援助

申請を行い、認定を受けた場合は下記の援助が受けられます。

- (1) 入学準備費
- (2) 学用品費等
- (3) 学校給食費
- (4) 臨海・林間学舎費
- (5) 修学旅行費

【申請問合わせ窓口】 市役所 17階教育委員会 学校教育部 学事課 TEL 06-4309-3272

【必要書類】 就学援助費受給申請書、り災証明書（原本）、本人確認書類

2 日本赤十字社による火災発生時の見舞い金品

り災者が自治会に入っている場合、校区連合自治会長が口頭にて申請（後日、書面にて申請）すると、見舞品、弔慰金、見舞金等の援助が受けられます。自治会に入っていない場合は対象外となります。

【問合わせ】 東大阪市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター TEL 06-6789-7204

3 市営住宅等の公営住宅への入居

市内居住者が火災等により住宅を失った時、次の居住先を見つけるまでの3ヶ月を上限として、市営住宅に入居できます。ただし、原因者（火元等）の方を除く。

【問合わせ】 東大阪市営住宅管理センター TEL 06-6788-8001

【必要書類】 住民票、り災証明書（コピー可）、誓約書、その他必要な書類、本人確認書類

【受付期限】 被災した日から10日以内

4 緊急小口生活資金の貸付

市内に3ヶ月以上住み、火災等により生活資金が必要な方に、1世帯につき上限7万円の貸付を受けることができます。なお、所得や保証人等に一定の条件があります。

【申請問合わせ窓口】各福祉事務所 東福祉事務所 TEL 072-988-6616

中福祉事務所 TEL 072-960-9270

西福祉事務所 TEL 06-6784-7942

市役所8階生活支援部生活福祉室 生活支援課 TEL 06-4309-3182

【必要書類】り災証明書（原本）、本人確認書類等が必要になりますが、まずは各福祉事務所までお問合せください。

5 社会福祉協議会による生活福祉資金貸付

低所得者を対象とした、災害時に自立のため臨時に必要な費用の貸付があります。なお、り災証明書や本人確認書類が必要となり、所得などの条件があります。

【申請問合わせ窓口】 東大阪市社会福祉協議会 TEL 06-6789-7201

6 火災共済の見舞金請求（加入者のみ）

火災共済に加入されている方は、火災で生じた住宅の被害程度に応じて見舞金を請求することができます。請求期間は、火災があった日から1年以内です。

【申請問合わせ窓口】市役所5階市民生活部 市民生活総務室 市民生活総務課

TEL 06-4309-3158

【必要書類】り災証明書（原本）、会員証兼領収証（ある場合）、本人確認書類

※ 故意または重大な過失による被害、地震等の天災地変による被害では見舞金は支給されません。詳しくは市民生活部市民生活総務室市民生活総務課までお問い合わせください。

● 減免

1 国民健康保険料の減免

国民健康保険の加入者は被害の程度により保険料が減免される場合があります。

【申請窓口】市役所 2 階市民生活部 医療保険室 保険料課 TEL 06-4309-3168 (代表)

【必要書類】国民健康保険料減免申請書、り災証明書(コピー可)、国民健康保険被保険者証、
本人確認書類

【受付期間】原則、火災が発生した日が属する月から起算して 12 カ月以内

2 介護保険料の減免

損害程度によって介護保険料が減免される場合があります。

【受付期間】災害が発生した日の翌日から起算して 6 か月以内

対象者	申請窓口	必要書類
65歳以上の方	市役所 9 階 福祉部 高齢介護室 介護保険料課 TEL 06-4309-3188	り災証明書(コピー可) 介護保険料減免申請書 (固定資産税減免申請をされた 方は申請書の写しが必要で す。) 本人確認書類

3 後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療保険の加入者は被害の程度により保険料が減免される場合があります。

【申請窓口】市役所 2 階市民生活部 医療保険室 保険料課 TEL 06-4309-3168

【必要書類】後期高齢者医療保険料減免申請書、り災証明書(コピー可)、後期高齢者医療被
保険者証、本人確認書類

【受付期間】り災日の翌月から 1 年以内

4 保育所・認定こども園・小規模保育施設の保育料の減免

損害程度によって保育料の減免が受けられます。詳しくは施設給付課までお問い合わせください。私立幼稚園は対象外となります。

【申請窓口】市役所7階子どもすこやか部 子育て支援室 施設給付課 TEL 06-4309-3195

【必要書類】保育料減免申請書、り災証明書（コピー可）、本人確認書類

5 個人市民税の減免

被害の程度と所得金額により、税額が減免される場合があります。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

【申請窓口】市役所3階税務部 市民税課 TEL 06-4309-3135

【必要書類】申請書、り災証明書（コピー可）、本人確認書類

6 法人市民税及び事業所税の申告

災害等により事業を休業された期間があった場合は、税額が減額される場合があります。詳しくは、税制課法人市民税係までお問い合わせください。

【申請窓口】市役所3階税務部 税制課 法人市民税係 TEL 06-4309-3133

【必要書類】法人異動届出書

7 固定資産税の減免

家屋等に災害を受けた場合は減免される場合があります。

【申請窓口】市役所3階税務部 固定資産税課 TEL 06-4309-3140

【必要書類】固定資産税減免申請書 り災証明書（コピー可）、本人確認書類

8 被災した住宅の敷地に対する固定資産税のみなし住宅用地の特例

災害等により、滅失・損壊した住宅を取り壊した場合の敷地について、被災前に住宅用地の特例を受けていた場合は、引き続き一定の期間、住宅用地としてみなされる場合があります。

【申請窓口】市役所 3階 税務部 固定資産税課 TEL 06-4309-3140

【必要書類】震災等に係るのみなし住宅用地の特例（適用・取消）申告書、本人確認書類

9 火災ごみの処理費用の減免

火災で発生したごみの内、家財道具などの一般廃棄物は東大阪都市清掃施設組合に搬入し、処理することができます。この際に東大阪都市清掃施設組合で発生する搬入ごみ処理費用について減免を受けることができます。

搬入の手続きや家財道具など以外の廃棄物の処理については、東大阪都市清掃施設組合までお問い合わせください。

【申請窓口】東大阪都市清掃施設組合 TEL 072-962-6021

【必要書類】り災証明書（原本）、ごみ運搬に使用する車の車検証、印鑑、本人確認書類

●その他

1 廃車の手続き

原動機付自転車（125cc 以下）の車両を廃車する場合は、お問い合わせください。

【申請窓口】市役所 3 階 税務部 税制課 軽自動車税係 TEL 06-4309-3134

【必要書類】ナンバープレート、本人確認書類

※軽自動車（軽二輪車を除く）の車両を廃車する場合は、軽自動車検査協会のホームページを参照し、該当するナンバーが管轄する事務所にお問い合わせください。

※その他の車両を廃車する場合は、近畿運輸局大阪運輸支局のホームページを参照してください。 TEL 050-5540-2058

2 外国語による各種相談

日本語を含めた英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語の 5 言語で各種相談をすることができるほか、翻訳機を活用し、その他の言語でも相談をすることができます。

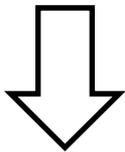
通訳が必要な方は、多文化共生情報プラザまでお問い合わせください。

【相談窓口】市役所 1 6 階 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課 多文化共生情報プラザ
TEL 06-4309-3311

※ ベトナム語での相談 毎週火曜日・金曜日 10:00～17:30

大阪府で行う手続き

- 1 府税の申告・納付等の期限延長
- 2 個人事業税の減免
- 3 不動産取得税の減免
- 4 自動車税の還付・減免
- 5 自動車取得税の減免
- 6 軽油引取税の納入義務免除
- 7 個人府民税の減免
- 8 納税の猶予



最寄りの府税事務所または大阪府のホームページを確認してください。

中河内府税事務所 東大阪市御厨栄町4丁目1番16号 TEL 06-6789-1221

災害による被災者に対する府税の軽減措置等について

検索

9 運転免許証の再発行

運転免許証を焼失、紛失された方

【窓口】 各警察署、運転免許試験場

門真運転免許試験場	門真市一番町23番16号	TEL 06-6908-9121
光明池運転免許試験場	和泉市伏屋町5丁目13番1号	TEL 0725-56-1881
枚岡警察署	東大阪市桜町1番8号	TEL 072-987-1234
河内警察署	東大阪市稲葉1丁目7番1号	TEL 072-965-1234
布施警察署	東大阪市下小阪4丁目1番48号	TEL 06-6727-1234

国で行う手続き

- 1 災害減免法による所得税の軽減免除
- 2 雑損控除

最寄りの税務署または国税庁のホームページを確認してください。

【窓口】 東大阪税務署 東大阪市永和2丁目3番8号 TEL 06-6724-0001

災害減免法

検索

雑損控除

検索

その他の機関で行う手続き（公共サービス）

- 1 電話

修復、移設の際はNTTに連絡してください。113番が電話故障の際の連絡先になります。

- 2 電気

火災が発生すれば、基本的には停電措置を行います。建物の焼損が少なく、すぐに復旧してほしい場合は、関西電力に連絡してください。漏電の有無を確認してから、安全であれば復旧し、漏電等の異常があれば、関西電力の指示に従って電気工業者に配線の修理を依頼してください。

焼損の激しい建物については、火災が発生した数日後に関西電力が現地に来てメーターや引込み線の撤去を行います。建て替え等をしてから再度電気を復旧させる場合も同様に関西電力に連絡してください。

関西電力送配電株式会社 送配電コンタクトセンター TEL 0800-777-3081

- 3 ガス

電気と同様に火災が発生すれば、基本的に閉栓措置を行います。その後の復旧に関してはガス会社にお問い合わせください。

【都市ガス】 大阪ガス TEL 0120-5-94817

【プロパンガス】 取扱いの各ガス会社に連絡してください。

- 4 水道

水道が使用できない状態であれば、できる限り早く水道局に電話をしてください。

東大阪市上下水道局お客様サービス課 開閉栓担当 TEL 06-6724-1221